

山梨県職員 MBA取得研修プログラムの創設について

1 目的

- ・本県が保有する豊富なリソースを最大限生かすため、職員にMBAの取得を促し、マーケティング・経営戦略の知識や技術、組織・人事のマネジメントスキルなどを身につけさせ、その成果を県行政に還元させる。また、取得の課程で形成した人的ネットワークについても県行政の各分野への活用を図る。
- ・人口減少・少子高齢化が進む中、若手職員の確保（離職防止及び採用）は喫緊の課題である。大きなスキルアップ・成長の機会を用意し、他の自治体等との差別化も図ることで、若手職員のモチベーション向上と優秀な若年層の確保を図る。

※MBA (Master of Business Administration 経営学修士)：経営学を修めたものに対する学位

2 研修プログラムの概要・・・制度の詳細については今後検討して決定

○対象者 若手職員（年齢、勤続年数等詳細は今後検討）

○研修方法 ・取得に向けて履修に専念（研修発令に基づく業務扱い）
・通常業務を行いながら、勤務時間外（夜間や休日）に履修 } いずれ
にも対応

○研修生決定までの流れ

- ①職員自らが希望する大学院等を選定の上、研修計画書を提出
- ②審査により研修生を選考→研修生として内定
- ③研修生は自ら入学選考申請を実施→大学院等による選考
- ④大学院等の合格・受入の決定をもって研修生として決定

○研修費用 入学検定料、入学料及び授業料については全額を県が負担
（入学検定までの準備費用などは本人負担）

○備考 ・研修生としての決定にあたり、研修成果を県行政に還元する旨の誓約書を徴取
・MBA取得後5年以内の離職の場合は県が負担した費用の返還が必要

※制度の詳細決定後、庁内へ制度周知を行う（R6年度前半を予定）

※制度適用者は最短でR7.4入学のケースを想定

総務部人事課 課長 小澤清孝
055-223-1372（内線2050）